

平成 27(2015)年度 国立市行政経営方針

平成 26 年 8 月

国 立 市

第 1 行政経営方針の位置づけ

少子高齢社会の進展下において、現状、様々な制度によって拘束されている地方自治体は、分配できる財が限られている。市は適切に事業を組み替え、時代に即した事業に積極的に財を投入していかなければならない。本文書は、数年をかけて構築した行政評価システムに基づき、事務事業評価、施策評価、施策優先度評価という手順を踏み、「行政経営方針」として、平成 27 年度予算編成に向けた、市の施策の方向性と重点事業を示すものである。

「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」の実現のための、本年度の政策の柱は以下の 4 本である。

国立市民のいのちと健康を守る
国立の子育て・子育てに責任を持つ
国立のまちの景観と賑わいをつくる
法やルールを守るとともに、堅実な財政運営を行う

これらに加え、すべての政策を貫く（共通する）政策の柱を支える基盤となる 6 本の考え方をまとめた。

市に関係するすべての構成員は、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現のため、本方針を踏まえて、予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、積極的に事業を展開していくことが求められている。

第 2 国立市を取り巻く環境

■人口動態

政策経営課による、国立市の人口推計では、日本全体の減少スピードに比べると緩やかではあるものの、平成 29（2017）年をピークに減少傾向に転じると見込まれている。

人口が減る一方で、高齢者人口（65 歳以上人口）は増え続け、本年 7 月 1 日現在、21.2%、15,824 人の高齢化率は、平成 42（2030）年に 26.2%、19,137 人、平成 52（2040）年に 31.6%、22,012 人となる見込みである。逆に年少人口（14 歳以下人口）及び、生産年齢人口（15 歳から 64 歳人口）は減少し続け、現在、11.9%、8,857 人、66.9%、49,821 人から、平成 42（2030）年に 9.7%、7,103 人、64.1%、46,943 人、平成 52（2040）年に 9.7%、6,759 人、58.8%、40,984 人になると見込まれている。

また、民間の日本創生会議（座長・増田寛也元総務大臣）が、本年 5 月に発表した日本社会全体の人口動態の推計も衝撃的な内容であった。出産年齢の中心である 20～39 歳女性

が平成 52 (2040) 年までに 50% 以上減少する都市を「消滅可能性都市」と定義し、現在の状態が続く場合は、その数が 896 (全体の 49.8%) の市町村にのぼることを示した。この内容は、各種メディアに取り上げられ、日本創生会議が訴える、「出生率向上」、「東京一極集中に歯止めをかける」取り組みが喫緊の課題であることを印象づけるものであった。

少子高齢社会の進展への対応は、日本社会全体として考えなくてはならない課題ではあるが、国立市においてもまた、人口動態に対応した施策を積極的に展開することが求められている。

■ インフラ・公共施設の老朽化

中央自動車道笹子トンネルの事故の例を出すまでもなく、インフラ・公共施設 (以下、公共施設等) という。) の老朽化への対応は、現在の日本社会全体で大きな課題となっている。人口増、都市化の進展等により、公共施設等が同時期に急激に整備された結果、老朽化に対応しなくてはならない時期も同じ時期となる結果となった。公共施設等の老朽化は、日常生活の基盤を掘り崩すとともに、万が一事故が起きると、生命の危険を招くことにもつながっていく。

しかし、現在の制度下において、全ての公共施設等の老朽化に対応するだけの財政体力を、地方自治体は持ち得ていない。このことは国立市も同様である。

平成 25 (2013) 年 3 月に市がまとめた『国立市公共施設マネジメント基本方針』には、公共施設の更新費用の試算として、「現在と同じ規模で全ての施設を建て替える」とすると、今後 40 年間で約 450 億円、年平均で約 11 億 2 千万円が必要になります。予算確保可能額の約 5 億 2 千万との差額の約 6 億円が毎年不足することになり、言い換えれば、現状の予算を確保しても施設全体の約 50% しか建て替えられないことになります」との記述がある。

またインフラについても、平成 24 (2012) 年 2 月に市がまとめた『国立市公共施設白書』の試算では、今後 40 年間の更新費用は 294 億円と見込まれ、年平均で 7 億 3 千万円が必要になる一方で、直近 5 ヶ年の整備費が年 4 億円であることから、毎年 3 億円以上の予算が不足すると見込まれている。

これらの状況を鑑みれば、ストックマネジメントの原則に基づいて長期計画を策定、実行するなど、適切な対応が求められている。

■ 経済環境

内閣府は、本年 7 月の月例経済報告で「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」とまとめている。消費税率を引き上げた 4 月以降の月例経済報告は「消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる」とまとめていたが、ここで、経済環境が好転する兆しを示したことになる。

また、多摩地域についても、多摩信用金庫価値創造事業部地域経済研究所「多摩けいざ

い No.69 2014 年 7 月号」が、4 月～6 月の多摩の景気調査による業況感について「消費増税の影響が懸念された今回調査は、業種間のバラつきはあるものの、堅調に推移したものと推察できます」とまとめている。これらからは、日本社会全体、多摩地域とも、消費税率引上げに伴い、業況感は急激に落ち込まず、今後の景気動向についても、堅調な動きになると見込んでいることとなる。

他方で、昨年度から続く景気浮揚については、中小企業等は全くそれを感じることができない困難な状況にあるため、それは見せかけであるとの分析や、消費税率引上げに伴う駆け込み需要による反動減の影響を重くみる分析の報道等もある。ただ現時点における、上記の見立てに基づく全体としての経済環境は、トレンドとして堅調に推移していくものと見られている。

地方自治体の歳入構造は、制度要因に加え、景気動向により大きく影響を受けるものである。今後もこの状況が続くことにより、市財政を取り巻く環境が、より良いものとなることが期待される。

もっとも、景気動向を読みきけることはほとんど不可能に近く、リーマンショックのように何らかの要因により、事態は急変しうる。今後どのように景気が推移するのかは不透明と言える。また、国立市は全国的に見ると、財政力指数の高い「富裕団体」であり、地方交付税をはじめ、今後の制度的な国の支援についても保障されたものではない。どのような状況下においても、それなりに対応できる財政システムを構築していくことが求められている。

■ 社会環境

本年 7 月 15 日に発表された、厚生労働省の国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が(平成 24)2012 年時点で、16.3%と過去最高を更新したことが明らかとなっている。この調査は 3 年に 1 回行われており、前回調査から 0.6 ポイント悪化したことになる。特に、ひとり親など、大人 1 人で子どもを育てている世帯の貧困率は 54.6%であり、そうした世帯の半数以上が貧困状態にあることを示している。

平成 24(2012)年時点での結果であるため、上記のとおり、それ以降の経済動向により状況が若干好転している可能性もあるが、これまでの数値の傾向として、この数値がドラスティックに減少しているとは想定しづらい。現時点においても、かなりの割合の子どもが貧困状態にある状況に変わりはないと考えられる。

少子高齢社会のますますの進展の中で、子ども、子育て世帯への積極的な支援、施策展開は急務であり、貧困問題への対応は其中最も重要なものとなろう。

去る 7 月 9 日に職員向けの研修として行われた、元環境事務次官の炭谷茂氏の講演会「私の人権行政論～ソーシャルインクルージョンの確立に向けて～」の中で、炭谷氏から、人権問題の背景には、貧困問題があるとのお話があった。この点からも、国・地方が協力し、

貧困問題に対して、一刻も早い、抜本的な対応の実行が求められている。

第3 財政状況（平成25（2013）年度決算の概況）

平成25（2013）年度の普通会計決算は、歳入が261億47百万円、歳出が256億50百万円となった。これは、過去最大規模であった平成24（2012）年度決算に比べ、歳入が7億93百万円の減、歳出が9億2百万円の減である。歳入は、法人市民税の減収見合いで税源移譲された市たばこ税の増や、経済動向の影響に伴う配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の大幅な増があったものの、投資的事業が少なかったことに伴い地方債が大幅に減った影響が大きかったこと等によるもの。歳出は、小学校全8校のエアコン設置事業が終了したこと等に伴う投資的経費の減少、資本費平準化債導入に伴う下水道事業特別会計への繰出金の減少、国保税改定に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の減少等の歳出を抑制する要素が、扶助費や施設維持補修費の増を上回ったこと等によるものである。

この結果、臨時財政対策債の借入額、財政調整基金の繰入額をともに「0」に抑えようとすると、財政の弾力性を示す経常収支比率を96.1（臨時財政対策債を借り入れなかったため、赤字地方債借入額を経常一般財源に加えない数値、加えた数値とも同じ）と、前年度の99.8（赤字地方債借入額を経常一般財源に加えない数値）から3.7ポイント改善する結果となった。

この背景には、第一に、財政改革審議会中間答申、最終答申を受けて、健全化の方策を実施したこと、第二に、全体的に株価が大きく上昇したことなどに伴い、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、利子割交付金等、税連動交付金の収入が当初見込みより大きく上振れたことがある。

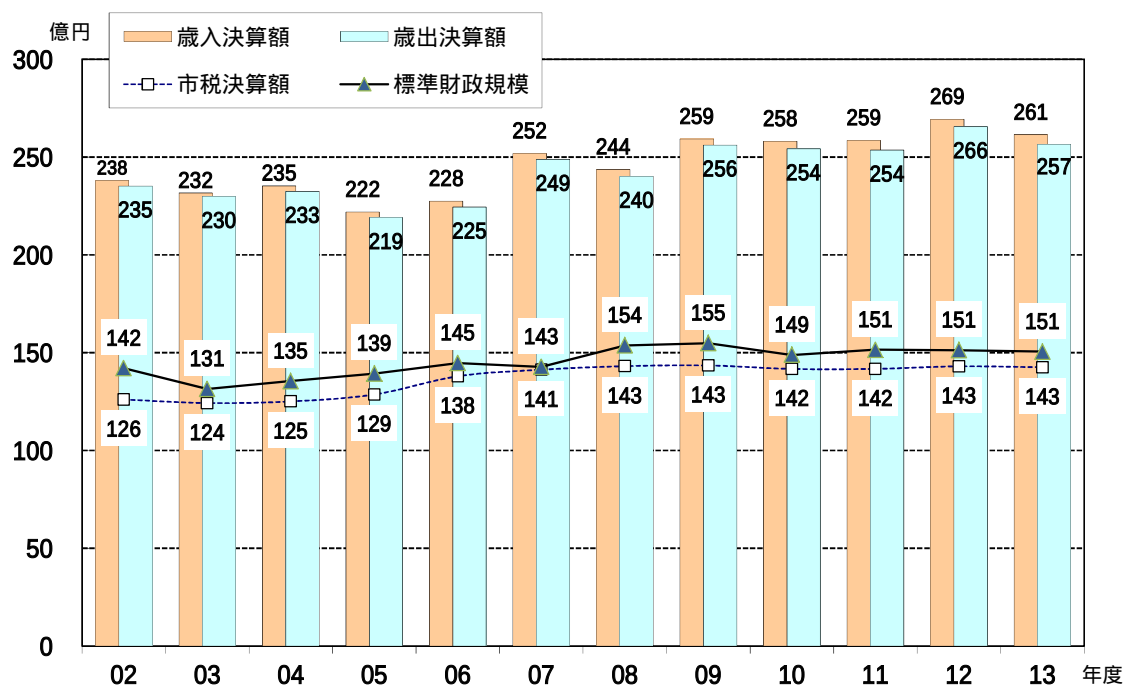
第一の健全化の方策については、25年度当初予算に、国民健康保険税改定等による国民健康保険特別会計繰出金の減、資本費平準化債導入による下水道事業特別会計繰出金の減、自転車駐車場使用料収入の増、職員給与改定などを反映させ、4億2,700万円程度の健全化効果額を上げることができた。特に、市財政において最も重い課題となっていた、特別会計繰出金を抑制することができたことは、画期的なことであった。

一方、第二の税連動交付金の収入増については、一時的なものである可能性があり、今後の経済動向に大きく依存するものである。

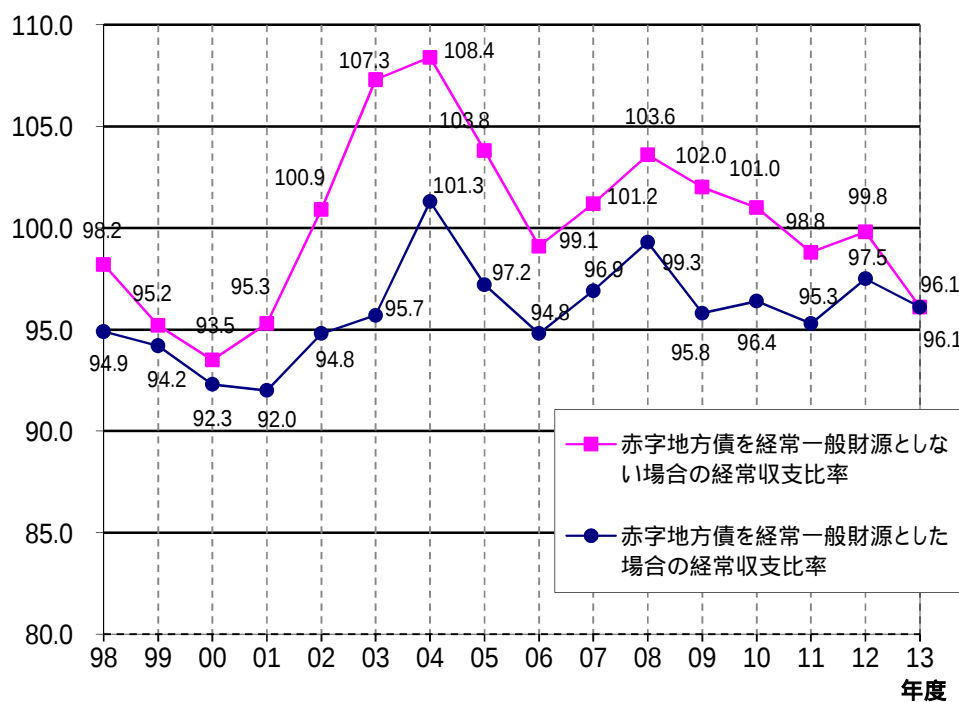
こうした健全化方策、外部環境の変化により、25年度については、基本計画で掲げた「赤字地方債に頼らない『収支均衡』の財政運営」をひとまず達成することができたことになる。このことは国立市にとって大きな成果であった。

ただ、経済状況、地方財政を取り巻く制度状況、国の予算動向は極めて不透明であることに常に留意が必要である。行政需要は無限大である。適切な財政運営が求められている状況に変わりはない。

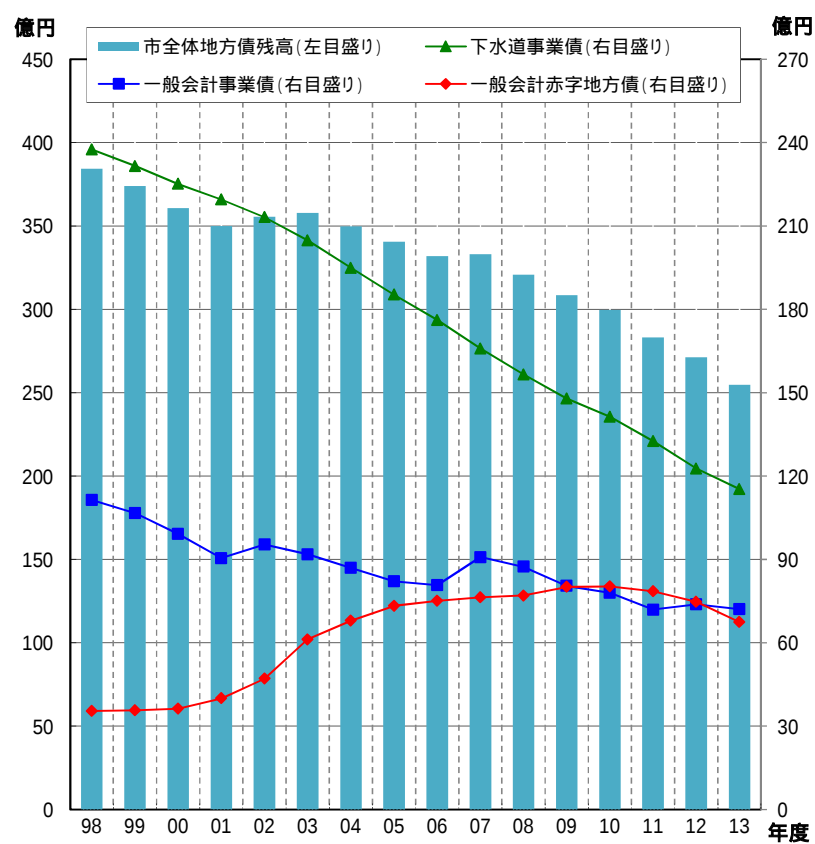
【図1 決算額の推移】



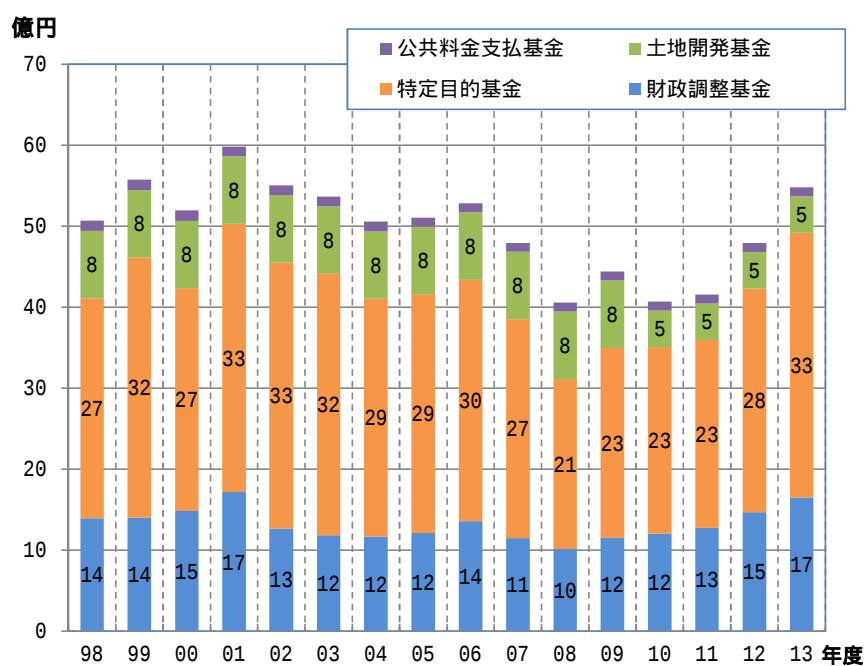
【図2 経常収支比率の推移】



【図 3 地方債残高の推移】



【図 4 基金残高の推移】



「365日24時間安心・安全のまちづくり」

政策

重点施策

主要事業等

基本計画の施策

国立市民の
いのちと健康
を守る

地域包括ケア体
制の推進

環境負荷の少ない持
続可能な社会の構築

防災対策の推進

在宅療養支援体制の確立

生活困窮者自立支援事業

地域保健師活動

省エネルギー対策事業（街路灯のLED化等）

総合防災計画改訂と防災体制の充実事業

国立の子育て・
子育てに責任
を持つ

子育て支援サービ
スの推進

学校教育の質的
向上

若者の自立・育成
支援

子ども・子育て支援新制度対応事業

子どもの居場所づくり事業

アフタースクールサポート事業の充実

RHグローバル人材育成基金活用事業

ひきこもり対策事業

子育て・子育てのしやす
い環境づくりの推進

義務教育の充実

生涯学習の推進

国立のまちの
景観と賑わい
をつくる

交通環境の整備と
交通バリアフリー

南部の農と自然を
守る

まちの回遊性の創
出

景観を守る

国立駅周辺まちづくり事業

城山地区里山プロジェクト

大学通りを活用したイベント事業

くにたちアートビエンナーレ支援事業

まちづくり条例制定・推進事業

都市基盤の整備

後世に引き継ぐまちなみ

都市農業の推進

水とみどりははぐくむまち

いきいきとした産業のある
まち

文化・芸術活動の充実

高齢者の自立の支援

健康づくりの推進

生活環境の保全とエコラ
イフの推進

防災対策の推進と危機
管理体制の構築

法やルールを守るとともに、堅実な財政運営を行う

行財政改革

ストックマネジメント

番号制度への適切な対応

財政健全化の取組方針・実施細目の実行

行政サービスの拡大（休日開庁等）

公会計制度改革と行政評価システムの再構築

公共施設等総合管理計画の策定

情報システムと法体系の整備

健全な財政運営

効果的・効率的な行政運営の推進

市有財産の管理と有効活用

情報公開と個人情報保護

＜展開中の主要事業＞

- 地域包括ケア推進事業
- 福祉総合相談窓口の設置
- 庁舎耐震補強等改修事業
- 保育園の耐震化の推進
- 子どもの発達総合支援事業
- 青少年育英基金活用事業
- 学校支援センターの設置
- インクルーシブ教育システム構築事業
- 学校におけるICT活用（タブレット導入等）
- 市立小・中学校非構造部材耐震対策事業
- 矢川駅・谷保駅バリアフリー化事業
- 活き活き都市農業事業
- さくら通り改修事業
- 花と緑のまちづくり事業
- 生涯学習施設の整備（耐震化等）
- 財政健全化の取組方針の策定
- 行政サービスの拡大（延長開庁の実施）
- 公共施設マネジメント基本方針の策定

基 盤

人権行政・ソーシャルインクルージョンの推進

部署間連携

地域コミュニティの振興

自治体・事業者・NPO・市民・大学との連携

情報発信の強化

人材育成・有用な人材の登用・人事評価

その他の施策

国立市民のいのちと健康を守る

< 重点施策 >

- 地域包括ケア体制の推進 ■ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- 防災対策の推進

主要事業等	基本計画上の施策
1. 在宅療養支援体制の確立 高齢者が病気や介護が必要になっても住み慣れたまちで24時間365日安心して暮らし続けられる仕組みづくりのため、国立市在宅療養推進連絡協議会において、在宅療養環境の基盤整備について継続した検討を実施する。 また、「国立市認知症の日」による市民啓発とともに、多職種による認知症研修、在宅療養ケーススタディ（地域ケア会議）を実施し、医療ケアや介護ケア、地域支援による課題解決策の検討を行っていく。これにより、在宅療養に取り組む多様な職種が相互に情報共有及び連携し、有機的に機能した認知症医療体制の構築と早期の認知症対応を目指す。	○ 高齢者の自立の支援 ○ 健康づくりの推進 ○ 生活環境の保全とエコライフの推進 ○ 防災対策の推進と危機管理体制の構築
2. 生活困窮者自立支援事業 平成26（2014）年4月に開設された福祉総合相談「ふくふく窓口」では、主訴が不明確な相談や解決すべき課題が複数の課にまたがるような相談等に対応するとともに、国のモデル事業として生活困窮者の支援事業を行っていく。生活困窮者自立支援法の施行にあたり、従前のモデル事業での経験・実績を活かして、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう引き続き自立の支援をしていく。	
3. 地域保健師活動 元氣なくにたち健康づくり計画の目標である介護予防・健康寿命の延伸を実現するため、庁内の各部署の保健師等が地域に出ていき横断的に保健活動を行うとともに、学校や地域の自治会などと連携して、多様化する健康課題に積極的に取り組んでいく。 また、住民組織ごとの健康課題の分析・把握と課題解決のための側面的支援を保健師及び栄養士が中心となり全庁的に展開していく。	
4. 省エネルギー対策事業（街路灯のLED化等） 複雑化、深刻化する環境問題に対応するとともに、今後の社会経済の状況も踏まえ、一人ひとりが自らの意思で行動し、環境保全に努める社会の構築を目指し、省エネルギー対策・地球温暖化対策に引き続き取り組んでいく。 また、公共施設の照明灯や市内の街路灯、装飾灯のLED化の推進、住宅用スマートエネルギー関連システム設置に対する補助金交付制度の啓発活動等により、市民とともに環境問題に取り組み、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担っていく。	
5. 総合防災計画改訂と防災体制の充実事業 従前より見直しを進めていた総合防災計画については、全避難所の運営マニュアルの整備などを行いつつ、災害対策基本法の改正や、都の示した新しい被害想定、東京都帰宅困難者対策条例の内容を踏まえて、着実に見直しを進めてきた。この総合防災計画の改訂を完了させるとともに、それに基づき、いざというときに市民のいのちを守る防災対策の推進に、引き続き力を入れていくとともに、必要となる新たな防災体制の整備を推進する。	

国立の子育て・子育てに責任を持つ

< 重点施策 >

- 子育て支援サービスの推進
- 学校教育の質的向上
- 若者の自立・育成支援

主要事業等	基本計画上の施策
1. 子ども・子育て支援新制度対応事業 平成 27 (2015) 年度より実施される「子ども・子育て支援新制度」について、平成 26 (2014) 年度中の「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、スムーズに運営できる体制を整備する。 また、新しい子ども総合計画の策定に取り組んでいくなかで、時代に即した施策を総合的に検討し、より良い子育て支援体制の構築を目指すとともに、これからのまちづくりを支える次世代の育成を図っていく。	○ 子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進 ○ 義務教育の充実 ○ 生涯学習の推進
2. 子どもの居場所づくり事業 児童福祉法の改正により、学童保育の対象年齢が小学 6 年生までに拡大されたことをよい契機として、児童の放課後の居場所を、整理し、より充実させる。これにより、保護者も子どもたちも、安心して放課後を過ごせるようにし、健全な育成を支援していく。	
3. アフタースクールサポート事業の充実 放課後の教室を活用して、子どもたちが主体的に学習を深める学習教室を開設し、もって児童の学力向上をサポートしていくアフタースクールサポート事業について、実施校の拡大と内容面でのさらなる充実を目指す。	
4. RH グローバル人材育成基金活用事業 国立市 RH グローバル人材育成基金について、平成 26 (2014) 年度における基金活用検討委員会の報告を踏まえ、社会のグローバル化に対応した人材の育成に寄与できる新規事業を本格的に実施する。	
5. ひきこもり対策事業 市内のひきこもりの実態を的確に把握したうえで、近隣他市や NPO 法人、都などと連携して広域的な施策展開を図る。 また、公民館で実践が進んでいる「自立に課題を抱える若者への社会参加支援事業」で得られた情報や課題をフィードバックし、真に求められている支援策の立案と展開を行う。同時に、児童青少年課を中心とし、公民館やしょうがいしゃ支援課、教育指導支援課等の庁内部署間の連携を強化し、一体となって若者の自立を支援する体制をつくり出していく。	

国立のまちの景観と賑わいをつくる

< 重点施策 >

- 交通環境の整備と交通バリアフリー
- 南部の農と自然を守る
- まちの回遊性の創出
- 景観を守る

主要事業等	基本計画上の施策
1. 国立駅周辺まちづくり事業 中央線連続立体交差化事業の完了に伴い、国立駅周辺において南北の一体化が進んできている。国立駅周辺まちづくり事業を本格化させ、他のまちにはない独自の魅力あるまちづくりを進めていく。 具体的には、北口駅前広場整備の実施設計、中央線高架下市民利用施設や国立駅南口第一自転車駐車場の実施設計、旧国立駅舎の再築のための用地及び複合公共施設整備用地の取得、都市計画道路 3・4・10 号線の引き続きの整備など、国立駅周辺の賑わいと活力の創出のため、あらゆる角度から知恵を出し合って事業を推進していく。	○ 都市基盤の整備 ○ 都市農業の推進 ○ 水とみどりをはぐくむまち ○ いきいきとした産業のあるまち ○ 文化・芸術活動の充実 ○ 後世に引き継ぐまちなみ
2. 城山地区里山プロジェクト 東京都の歴史環境保全地域に指定されている「谷保の城山」地区を中心に、里山として整備する。また、古民家や湧水・用水など南部地域の魅力を最大限に活かし、プレーパークや子どもの居場所づくり、農や自然に触れ合う貴重な体験の場などとして活用し、平成 26(2014)年度に整備した「城山さとのいえ」とともに、コミュニティ形成を含む、里山づくりを推進していく。	
3. 大学通りを活用したイベント事業 国立を代表する大学通りを活用したイベントに関連する様々な方面の関係者等と協力・連携して展開していくとともに、イベントを通じて、まちの賑わい創出と地域の活性化に向けて取り組んでいく。	
4. くにたちアートビエンナーレ支援事業 文化・芸術を通して、まちの魅力や独自性、質的な価値を高め、賑わいのあるまちづくりを創造していく「くにたちアートビエンナーレ」事業については、平成 26(2014)年度末に第 1 回目の野外彫刻展の受賞作品が設置される予定である。これを機に展開していく種々の芸術イベントについても、実施主体のくにたち文化・スポーツ振興財団を支援し、まちの賑わいと回遊性を創出していく。	
5. まちづくり条例制定・推進事業 これまでの歴史の中で築き上げられた街並みを保全し、計画的な土地利用を図るため、まちづくりの基本事項や紛争予防の手続き、開発事業の基準等を定める「まちづくり条例」の早期制定を目指すとともに、条例制定後の適切な運用を図っていく。	

法やルールを守るとともに、堅実な財政運営を行う

< 重点施策 >

■ 行財政改革 ■ スtockマネジメント ■ 番号制度への適切な対応

主要事業等	基本計画上の施策
1. 財政健全化の取組方針・実施細目の実行 国立市財政改革審議会からの最終答申を踏まえて平成 26（2014）年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定した。本方針に掲げられた具体的方策を着実に実行していくとともに、各種市民負担の見直しに係るルールづくりや条例化による財政規律の確保など財政健全化のための仕組みづくりを進めていく。	○ 健全な財政運営 ○ 効果的・効率的な行政運営の推進 ○ 市有財産の管理と有効活用 ○ 情報の公開と個人情報保護
2. 行政サービスの拡大（休日開庁等） 多種・多様化してきている市民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくため、平成 26（2014）年 6 月から毎週水曜日に一部の窓口を夜 8 時まで開庁する延長開庁を実施している。延長開庁の開始に合わせて実施しているアンケート調査の市民意向も踏まえ、休日開庁の実施の検討を進めるとともに、ワンストップサービスの確立など市民サービスを向上させる取組を積極的に進め、市民の利便性や満足度の向上を図っていく。	
3. 公会計制度改革と行政評価システムの再構築 地方公会計制度改革に積極的に取り組んでいくため、平成 25（2013）年度に地方公会計制度改革推進本部を設置し、地方公会計制度改革検討委員会及び検討部会において、公会計に関する市の方向性や具体的な方策について検討を行い、推進本部で方向を確認してきた。今後、固定資産台帳の整備について、国から要領が示されしだい取組を進めていく。 また、行政評価については、これまでの内部評価に加え、平成 26（2014）年度に事務事業評価委員会を設置し、第三者による外部評価の取組を進めている。事務事業評価委員会における事務事業の外部評価を継続的に実施するとともに、取組中の第 5 期総合基本計画の策定にあわせて行政評価システムを再構築していく。	
4. 公共施設等総合管理計画の策定 全国の自治体と同じように、国立市においても公共施設（ハコモノ）やインフラ施設の老朽化が進んでおり、対策が求められている。そのため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現していくため、公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組みを進めていく。	
5. 情報システムと法体系の整備 平成 26（2014）年度より行っている市の IT システム全体の再構築を的確に実施していくとともに、社会保障・税番号制度についても、制度導入に伴う膨大な事務処理に対し、正確かつ迅速に対応していく。同時に、制度導入に関連して改正する必要がある条例等についても、適切に対応していく。 これにより、社会保障・税番号制度の導入に際し、市民の個人情報が確実に保護され、安心して制度を利用できるようにすることはもちろん、さらに市民の利便性が向上するように、全庁を挙げての取組を推進する。	

4つの政策を支える基盤

すべての政策を貫くもの

取組内容

1. 人権行政・ソーシャルインクルージョンの推進

平成 26 年 7 月 9 日に、職員向けの研修として行われた、元環境事務次官の炭谷茂氏の講演会「私の人権行政論～ソーシャルインクルージョンの確立に向けて～」の中で、炭谷氏は、日本人の人権意識が低下しているという認識のもと、その背景として、社会的排除や社会からの孤立、貧困の増加と蓄積、他人との濃厚な関係を嫌う社会心理があるという 3 点を上げた。当然、所得再分配機能における、社会保障・税制度改革など、国が制度設計を通じて行わなければならないことも多々ある。しかし人を「ひと」としてしっかりと受け止め、社会的に包摂する仕組みを構築することは基礎自治体の重要な役割である。人権を常に意識して行政運営を行っていくこと。このことを組織として、当たり前のように位置づける取り組みが求められている。

平成 26 (2014) 年 4 月に市長室を設け、その下に「人権・平和・男女平等」の名を冠した担当を置いた。その部署を中心にして、市民の人権擁護という視点から、市の事業の再点検を行い、各部署に潜在的に存在している人権課題について、学識経験者や市長室と協働で考察する機会を設けていく。人権や平和について深く考える機会を設けるとともに、担当部署の人権や平和に対する意識をより一層高め、各課による具体的な事業につなげていく取り組みが求められている。

2. 部署間連携

これまで国立市が積極的に推進してきた「地域包括ケアシステムの構築」の重要なキーワードは「多職種連携」にある。多職種連携とは、福祉職（ケアマネジャー・ヘルパー等）、医療職（医師・看護師等）、行政職等、それぞれの職務が情報を共有する中で連携して対象者に向き合うことである。それぞれの職務ごとに縦割りでは対象者に対応するのではなく、対象者を中心に据えて、ケアを行っていくことである。

この概念は行政の組織運営に対しても示唆を与える。部署ごとに市民に相對して事業を展開するだけでなく、多職種連携のように、課題を中心に据えて、複数の部署が連携して対応していく必要性である。子どもの課題は子ども担当部署に止まるものではなく、地域活性化や高齢福祉、交通体系、まちづくりなどにつながっていく。部署を越えて積極的に連携することにより、課題を包括的に解決していく姿勢、職員の意識向上が求められている。

社会状況が複雑化し、時には市民間の利益の調整を行わなくてはならない状況の中で、ある課題をひとつの部署のみで解決することは難しくなっている。課題ごとに、自身の職務知識を活かしながら、部署が連携して、事に当たっていくことが重要である。既存の枠にこだわることなく、「市民にとってより良いこととは何か」ということを自身に引き付けて考え、全ての部署が前向きに課題に対していくこと。このことこそが、目標とすべき「くにたち」を作っていくことになる。

3. 地域コミュニティの振興

高齢化の進行に加え、生活様式や家族構成の変化によって、人と人とのつながりが希薄化してきている状況下では、高齢者の孤立死や特殊詐欺などの犯罪被害の問題、いつどこで起きるかわからない災害への対応など様々な課題がある。こうした課題に対応するためには、市民・地域・行政がそれぞれの役割を認識し、自助・共助・公助・互助を組み合わせた適切な対応を行う必要があり、その中で地域コミュニティが果たす役割は大きくなってきている。

行政と地域とが情報を共有し密接な連携を図っていくため、平成 25 (2013) 年度から行っている自治会連絡会を継続的・発展的に実施していくとともに、自治会と市をつなぐパイプ役となる地域担当制の導入についても検討していく。また、定年を迎えた市民が持つ知識や経験を地域で活かすことにより、相互扶助による助け合いの力を向上させ、自立した地域コミュニティを創造していく。

4. 自治体・事業者・NPO・市民・大学との連携

市内には様々な知識や技術があふれている。企業、NPO、各種団体、市民、大学など様々な主体と積極的に連携を深め、その英知を活かし豊かな創造力を持って各事業に取り組んでいく。

東京女子体育大学、一橋大学、国立音楽大学の 3 大学とは包括連携協定を締結したところであり、協定締結を契機とした更なる交流や事業への参画を進めていくとともに、民間の研究機関や金融機関等との連携により、人材や知的財産などの社会資源を活かした事業を検討していく。

また、平成 26 (2014) 年度から開始したアフタースクールサポート事業において、教員を退職した市民が教員経験を活かして活躍しているように、市民や NPO 等がこれまでに培ってきた知識や経験を市の事業や地域社会で活かせるよう連携を深めていく。

5. 情報発信の強化

行政からの情報発信については、従来からの市報やホームページに加え、新たに twitter (平成 24 (2012) 年 4 月～) や LINE (平成 25 (2013) 年 5 月～) を使った発信も開始している。それぞれのメディアの特性と、内容、時期、対象者などの状況を的確にとらえた効果的な方法を選択することにより、市民が真に必要な情報を的確に伝えていくとともに、市民に伝わる広報を戦略的・継続的に行っていく。

また、これからの人口減少社会、少子高齢社会に向かっては、市民がまちへの愛着を深めると同時に、市外在住者が住みたい、訪れたいと思うような選ばれる都市となるために、様々な手法を用いて、行政に限らず国立市が持つ様々な魅力を市内外に向かって積極的に発信・PR していく。

6. 人材育成・有用な人材の登用・人事評価

限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進し、市民からより信頼されることが必要である。そのために、国立市人材育成基本方針に基づき、「自ら考え、市民とともに積極的に行動していく職員」を目指して、考え抜く力、連携する力、行動する力を備えた人材を育成するとともに、他自治体との交流や民間企業等への派遣研修により、高度な専門知識と広い視野を持った人材を育成する。さらには、高度な専門知識を備えた多様な人材を登用することにより施策を推進していく。

また、人事評価システムの精度の向上を図るとともに、評価結果を昇給や勤勉手当に反映する仕組み (処遇反映) を構築し、職員の意欲向上を図っていく。

第 6 平成 27(2015)～平成 29(2017)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。平成 26 年第 1 回定例会の市長施政方針及び本行政経営方針に掲げる「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度までの 3 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

本経営方針に基づき、3 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

今後策定する長期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

平成 28 年度以降については、現時点で上位計画である基本構想・基本計画が未策定であることから、国や都の制度動向や近年の社会情勢等を考慮し、現状の政策運営を継続した場合の財政収支試算としての性格を有する。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の主要事業として掲げる事業

イ．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討すること。また、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に

立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

財政状況は健全化の努力により改善してきているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また今後の市有施設の更新や多摩川衛生組合清掃工場の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

ア．行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについても積極的に検討すること。

イ．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

ウ．受益と負担の均衡に配慮すること。

エ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。